

2学期始業から1週間が過ぎて

まん延防止等重点措置の中で始まった2学期、1週間ほどが過ぎました。

対応レベルが最上位のため、学習活動や異学年との交流に制限がありますが、子どもたちは前学期と変わらず、よい表情、しっかりした学習態度で一日を過ごしています。少しほっとしているところです。

県内の感染者がわずかながら減少傾向にあり、重点措置が解除されそうな状況ですが、レベルにそった対応を丁寧に続けていきます。



報道等でご存じでしょうが、市内の放課後児童クラブでクラスターが発生しました。こうなると、陽性者はもちろん治療のために、また濃厚接触者は検査が陰性であっても、2週間は登校できません。濃厚接触と判断されなくても、感染不安も今より増すと思われます。万が一そのような状況となった場合は、1人1台持っているパソコンを、子どもたちの学びの保障のために使うことも考えられます。いわゆる家庭と学校をインターネットでつなぐオンライン学習です。

しかしながら、その実施の前提となるのが、「子どもたちがオンライン学習を進める上でのパソコン操作を、ほぼ自力で行える」スキルです。現在学校では学年の子どもたちの実態に合わせながら、なるべく多くパソコンを使う活動を取り入れています。来年度はパソコンの持ち帰らせる予定だったので、その準備を早めている状況です。

次のページに、長崎市教委教育長と校長連名による文書を載せていますので、そちらもご覧ください。

ちなみに、先行してオンライン学習を実施した附属小学校では、保護者より多くの質問・相談が寄せられたそうです。川原小の保護者の皆様にも心づもりをしておいていただくために、主な内容をお知らせします。



- ・オンライン学習は、いつの時間帯で実施するのか。
- ・一日の日課はどうなるのか。
- ・Wi-Fi 環境にないがどうすればよいのか。
- ・トラブルにどう対処すればよいのか。(接続できない。マイクがつかない。meetに入れない等)

昨日は、「パソコン破損時の長崎市の基本的な対応について」の文書も届きました。その中には、【学習や運搬の際に意図せぬ破損等の場合には、長崎市教委が予備機と交換する等対応します。】とありました。故意による破損でなければ、保護者の負担はないのが基本対応です。実施した際には、連絡を密にとりよりよいオンライン学習環境をつくっていきましょう。

家族に発熱等の風邪症状がある場合の出席停止について

コロナウィルス感染対策レベル2と3では、家族に風邪症状がある場合には、お子様の登校をひかえるようお願いし、ご協力をいただいています。(欠席ではなく出席停止の扱い)

これから進むであろう保護者の皆様や12歳以上のワクチン接種について、接種後に副反応の可能性が高い発熱や頭痛等の風邪症状が出た場合も、同様に「登校をひかえる対応」をお願いします。

これは、接種翌日に発熱があったものの、「副反応だろう」と判断して通常の生活をおくったところ、実は感染していたという事例があったためです。ご対応をよろしく願いいたします。

令和3年9月10日

保護者様

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信
長崎市立川原小学校
校長 寺田 成広

感染症に伴いやむを得ず登校できない場合の ご家庭でのオンライン学習等の対応について(お願い)

日頃から新型コロナウイルス感染症拡大防止について、ご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、長崎市においては、まん延防止等重点措置が適用されるなど予断を許さない状況が続いており、今後、小・中学校においても出席停止や学級閉鎖等によって、やむを得ず学校に登校できない児童生徒が増加することが懸念されます。

このことを踏まえ、お子様が登校できなくなった場合(感染不安も含む)には、ICT 機器も活用し、担任等とのコミュニケーションや学びの保障を図ってまいりたいと考えています。

つきましては、学校の実態に応じてできる取組から推進してまいりますので、今後、学校からオンライン学習等を実施する旨の連絡がありましたら、次の点に留意いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 学習者用パソコンを持ち帰ってのオンライン学習等の実施

- (1) オンライン学習を行うために、ご家庭の Wi-Fi 環境を使用させていただきます。Wi-Fi 環境の準備が整っていないご家庭に対しては、「モバイルルータ」の貸出しを行います。手続き等の詳細は、学校へお尋ねください。
- (2) 諸事情により家庭でのオンライン学習が困難な場合は、学校へご相談ください。
- (3) オンライン学習を実施するとなっても、その内容は、学校や学年、児童生徒の実態によって異なることをご理解ください。(例えば、1日のうち2時間だけを同時双方向型のオンライン授業で実施する場合や、健康観察や学習指示だけをオンラインで行い、ドリルやプリント学習を主とする場合など、様々です。)

2 ご家庭で学習者用パソコンを扱う際の配慮事項

- (1) 「学校から指示された学習目的以外では使わない」等のルールや、「30分に1回は、遠くを見るなどして目を休める」等の健康面への配慮については、オンライン開始時に学校から配布される「Chrome book 活用ルールブック(暫定版)」を参照の上、各家庭でもご指導をお願いします。
- (2) お子様に対し、オンライン学習に適した学習場所を指定してください。また、小学校低学年児童など、本人だけではパソコンを上手く操作ができない場合は、同様に学校から配布される「家庭へのパソコン持ち帰り時の操作説明資料(簡易版)」などを参照の上、可能な範囲で、ご家族等による操作補助をお願いします。

(担当 教頭 森 浩則 電話 892-0017)